



北海道議會時報

創刊號

昭和二十四年四月

目次

◎第一回定例道議會.....三

△提出案件

△議事の経過

△各派交渉會

△昭和二十四年度道費豫算に對する知事の説明概要

◎特別委員會.....〇

△豫算審査特別委員會

△決算審査特別委員會

△吏員定數條例制定審査特別委員會

△外地同胞引揚對策特別委員會

◎常任委員會.....六

△總務 △經濟 △水産 △土木 △林務 △開拓 △勞働及び建築

◎各種會合.....六

△都道府縣議長會幹事會

△第五回一道北部七縣議會協議會

△北海道青年議會の開催

◎雜.....〇

△常任委員會委員長、副委員長の改選

△議長及び議員の動靜

△北海道議會本會議開會調

△同出席調

△同常任委員會開會調

△同特別委員會開會調

△提出議案件數調

△建議案件數調

△提出決議案件數調

◎資料.....五

昭和二十四年度豫算現計調

道税賦課率及び賦課定額並びに收入豫算額調



時報刊行について

新憲法が制定せられて民主國家建設の上に地方議會の使命は寔に重且つ大なるものがあるのでありまして我々は等しく本道の開發進展と文化の向上に最善の努力を盡して居るのでありますが時勢の移り變りは刻々として社會に幾多の難問題を投げ道政の施策もまたこれに順應して變轉極りなく常に不斷の努力と工夫とを要するものが多々あることを痛感するものであります。

そこで此度道議會を中心とした各種の記事を集録して一般に議會の動きを知つて頂くと共に相互研鑽の資料とし、併せて市町村の自治發展に些かでも寄與するところがあればと希い本時報を刊行することに致した次第であります。

何卒本時報育成のため特に御協力賜らんことを切にお願いして刊行の辭と致します。

昭和二十四年四月三十日

北海道議會議長

坂 東 秀 太 郎

◎第一回定例道議會開會

昭和二十四年度通常豫算に對する第一回定例道議會は二月二十八日開會せられたが、議事運営其他については各派交渉會に於て常に活潑な論議が交され又豫算審議に當つては經濟九原則下における本道開發の進展と道民經濟の實態等に鑑み特に異狀な苦心が拂われ四月十日午前一時七分閉會を宣するに至る迄實に四十二日間を要したのであるが、提出せられた案件並びに經過等は次の通りである。

一、知事から提出された議案

議案第一號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出豫算	四・一〇修正可決	議案第二九號	北海道起債に關する件	四・一〇修正案可決
議案第二號	昭和二十四年度北海道恩給基金歳入歳出豫算	四・一〇原案可決	議案第三〇號	第二八〇回北海道起債に關する件	四・一〇原案可決
議案第三號	昭和二十四年度北海道小學校職員恩給基金歳入歳出豫算	〃	議案第三一號	第二八二回北海道起債に關する件	〃
議案第四號	昭和二十四年度北海道教育資金歳入歳出豫算	〃	議案第三二號	第二八三回北海道起債に關する件	〃
議案第五號	昭和二十四年度北海道農産物検査費歳入歳出豫算	〃	議案第三三號	第二八四回北海道起債に關する件	〃
議案第六號	昭和二十四年度北海道水産物検査費歳入歳出豫算	〃	議案第三四號	第二八五回北海道起債に關する件	〃
議案第七號	昭和二十四年度北海道林産物検査費歳入歳出豫算	〃	議案第三五號	第二八六回北海道起債に關する件	〃
議案第八號	昭和二十四年度北海道酪農検査費歳入歳出豫算	〃	議案第三六號	第二八七回北海道起債に關する件	〃
議案第九號	昭和二十四年度北海道模範林費歳入歳出豫算	〃	議案第三七號	第二八八回北海道起債に關する件	〃
議案第十號	昭和二十四年度北海道公有林費歳入歳出豫算	〃	議案第三八號	第二八九回北海道起債に關する件	〃
議案第十一號	昭和二十四年度北海道輕費資金歳入歳出豫算	〃修正可決	議案第三九號	第二九〇回北海道起債に關する件	〃
議案第十二號	昭和二十四年度北海道民有未墾地開發費歳入歳出豫算	〃原案可決	議案第四〇號	第二九一回北海道起債に關する件	〃
議案第十三號	昭和二十四年度女子醫學專門學校費歳入歳出豫算	〃	議案第四一號	第二九二回北海道起債に關する件	〃
議案第十四號	昭和二十四年度北海道地方競馬費歳入歳出豫算	〃	議案第四二號	第二九三回北海道起債に關する件	〃
議案第十五號	北海道立學校の授業料入學料、入學檢定料及び寮舎使用料條例の一部を改正する條例の件	〃修正可決	議案第四三號	北海道農業試験場分折手數料條例の一部を改正する條例の件	〃修正可決
議案第十六號	北海道立教員保養所使用料條例の一部を改正する條例の件	四・一〇修正可決	議案第四四號	北海道有財産條例設定の件	四・一〇原案可決
議案第十七號	北海道立學校通信教育の受講料入學料條例の一部を改正する條例の件	四・一〇修正可決	議案第四五號	議會の議決又は住民の一般投票に付すべき財産營造物又は議決に付すべき契約に關する條例設定の件	四・一〇
議案第十八號	北海道農業試験場畜畜統證明手數料條例設定の件	〃修正可決	議案第四六號	委託事業資金前金拂の件	三・一二原案可決
			議案第四七號	學校給食物資配給代行機關に對し資金貸付の件	四・一〇
			議案第四八號	道公安委員の再任につき同意を求むるの件	三・一二同意

議案第四九號	宗谷郡稚内町を稚内市とするの件	三・七原案可決	議案第七八號	昭和二十三年度北海道地方競馬費歳入歳出更正豫算	〃
議案第五〇號	空知郡栗澤村を町とするの件	〃	議案第七九號	職員に對する年末一時金貸付の件	三・二三原案可決
議案第五一號	天鹽郡遠別村を町とするの件	〃	議案第八〇號	夕張郡角田村を町となすの件	〃
議案第五二號	昭和二十三年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	〃	議案第八一號	函館市と龜田郡龜田村の境界變更の件	〃
議案第五三號	昭和二十三年度北海道教育資金歳入歳出追加更正豫算	三・一二原案可決	議案第八二號	北海道地方費恩給規則中一部改正の件	四・一〇原案可決
議案第五四號	昭和二十三年度北海道酪農検査費歳入歳出追加豫算	〃	議案第八三號	北海道印刷所特別會計設定の件	四・一〇原案可決
議案第五五號	昭和二十三年度北海道模範林費歳入歳出追加豫算	〃	議案第八四號	北海道印刷所特別會計設定の件	四・八撤回
議案第五六號	昭和二十三年度北海道公有林費歳入歳出追加更正豫算	〃	議案第八五號	昭和二十四年度北海道印刷所費歳入歳出豫算	〃
議案第五七號	昭和二十三年度北海道女子醫學專門學校費歳入歳出追加更正豫算	三・一二原案可決	議案第八六號	北海道家畜市場條例設定の件	四・一〇原案可決
議案第五八號	北海道起債議決變更の件	〃	議案第八七號	北海道家畜營業條例設定の件	〃
議案第五九號	北海道起債議決變更の件	〃	議案第八八號	昭和二十三年度北海道費歳入歳出追加豫算	三・三一原案可決
議案第六〇號	北海道監査委員の事務を補助する書記定數條例設定の件	四・一〇	議案第八九號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加豫算	四・一〇原案可決
議案第六一號	北海道選舉管理委員會書記の定數條例設定の件	〃	議案第九〇號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加豫算	三・三一原案可決
議案第六二號	北海道公安委員の報酬額及び費用評價額並にその支給條例の一部を改正する條例の件	三・一二原案可決	議案第九一號	豫算外義務負擔に關する議決變更の件	四・一〇
議案第六三號	北海道貿易館條例設定の件	三・二四原案可決	議案第九二號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加豫算	三・三一原案可決
議案第六四號	北海道女子醫學專門學校昇格の件	〃	議案第九三號	高等學校統合移管等に關する件	三・三一同意
議案第六五號	北海道工業試験場使用料及び手數料條例設定の件	〃	議案第九四號	監査委員選任につき同意を求むるの件	〃
議案第六六號	昭和二十三年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	三・二四原案可決	議案第九五號	副知事選任につき同意を求むるの件	四・一〇原案可決
議案第六七號	更員定數條例制定の件	三・一二	議案第九六號	昭和二十四年度北海道費歳入歳出追加豫算	四・一〇原案可決
議案第六八號	昭和二十三年度北海道費歳入歳出追加更正豫算	三・二二撤回	議案第九七號	災害關係資金轉貸の件	四・一〇原案可決
議案第六九號	昭和二十三年度北海道水産物検査費歳入歳出追加更正豫算	三・二三原案可決	報告第一號	昭和三十二年度北海道費普通會計並に特別會計歳入歳出諸決算	三・二四承認
議案第七〇號	昭和二十三年度北海道酪農検査費歳入追加更正豫算	〃	議案第六八號	高額料金興行特別獎勵條例設定の件	四・一〇原案可決
議案第七一號	昭和二十三年度北海道模範林費歳入追加更正豫算	〃	議案第六九號	北海道議會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例の件	三・一二原案可決
議案第七二號	昭和二十三年度北海道公有林費歳入追加更正豫算	〃	議案第七〇號	北海道議會圖書室規程設定の件	三・一二原案可決
議案第七三號	昭和二十三年度北海道模範林費歳入追加更正豫算	〃	議案第七一號	北海道議會會常任委員會及び特別委員會條例の一部を改正する條例の件	三・二九原案可決
議案第七四號	昭和二十三年度北海道公有林費歳入追加更正豫算	〃	議案第七二號	北海道稅條例の一部を改正する條例の件	四・一〇原案可決
議案第七五號	昭和二十三年度北海道模範林費歳入追加更正豫算	〃	議案第七三號	新制中學校々舎整備促進の件	〃
議案第七六號	昭和二十三年度北海道公有林費歳入追加更正豫算	〃	議案第七四號	北海道煤炭厨房用石炭價格値引に關する件	〃
議案第七七號	昭和二十三年度北海道女子醫學專門學校費歳入追加更正豫算	〃	議案第七五號	瀧川化學工場の疏安製造轉換促進の件	〃

建議案第四號 勞働行政機構の統合促進に關する件

建議案第五號 道外漁船入漁禁止に關する件

建議案第六號 「東芝」の再編計畫に基く旭川電球工場處分に關する件

建議案第七號 電力増強に關する件

建議案第八號 道立自治學校設置の件

建議案第九號 公立小中學校教員住宅整備促進の件

建議案第一〇號 道立學校改築補修年次計畫に關する件

建議案第一一號 士別セメント工場生産再開促進の件

建議案第一二號 開拓者の營農資金融通の件

建議案第一三號 寒冷積雪地給の制度化に關する件

建議案第一四號 國營貨客自動車運行存続に關する件

○二月二十八日午後一時四十五分開議 補欠選舉において當選した新議員田中(信)、徳中、林、中牧、佐々木、利、立原諸氏の紹介あつて議席を指定

諸般の報告のうち、調査繼續中の外地同胞引揚對策委員會を本會期においても存置することを決定し、次いで知事代理福田副知事より提出議案につき説明があつて、建議案第一號を上程原案の通り可決し、三月六日まで六日間提出議案調査のため休會することを決定して午後三時二十一分散會

○三月七日午後一時十五分開議 諸般の報告のうち、知事より在京中の北海道開發豫算折衝の經過報告があつて、日程を變更議案第四九號乃至第五一號を一括上程原案の通り可決し、議案第一號乃至第四八號を議題に供して質疑に入り横山、佐藤、初、議員より質疑があつて、午後二時五十七分散會

○三月八日午前十一時七分開議 諸般の報告のうち報告第一號を日程に追加、前日に引續き質疑に入り鈴木、西田、田中、信、議員より質疑があつて午後四時二十八分散會

○三月九日午前十一時十四分開議 諸般の報告のうち建議案第二號乃至第四號を一括上程原案の通り可決、前日に引續き質疑に入り、旭、武田、西村、佐久間議員より質疑があつて午後五時三十分散會

○三月十一日午前十一時三十分開議 諸般の報告のうち、前回に引續き質疑に入り山内、本間、與、議員より質疑があつて、宮津議員より議案第一號

乃至第四八號及び報告第一號に對する大體質疑打ちりの動議を提出、直ちに議題に供して大體質疑打ちりに決定、次いで日程に常任委員補充選任の件を追加し、總務、田中(信)、立原、厚生、林、文教、佐々木(利)、徳中、農畜、田中(信)、食糧、佐々木(利)、中牧、水産、中牧、商工、林、徳中、治安及び建築、立原の各議員を指名選任して午後三時五十五分散會

○三月十二日午後零時五十分開議 諸般の報告のうち日程に、議案第五二號乃至第七〇號を追加し、次いで議案第一號乃至第四八號及び報告第一號を議題に供し、四十榮議員より議案第一號乃至第一四號、第二七號乃至第四二號については豫算特別委員會を又報告第一號については、決算特別委員會を設け、各案件を夫々付託されたい旨の動議を提出、直ちにそのことに決し議長から、豫算四十一名決算十七名の委員を指名選任の上關係議案を夫々付託、議案第四六號を委員會の審査省略原案の通り可決し日程に常任委員長補充選任に關する件を追加し、議決により議長から商工本間(與)

治安及び建築岩本、懲罰森川の諸議員を指名選任し、次いで議案第五二號乃至第六七號を議題に供し、これについて知事の説明あつて西田議員より質疑し、山内議員より、議案第六十七號は道職員定數條例特別委員會を設置し審査しないとの動議を提出、直ちにそのことに決し議長から十七名の委員を指名し、次いで議案第五二號乃至第五九號第六二號及び第六六號を委員會の審査省略原案の通り可決し、次いで議員提出の議案第六八號につき提案者の説明を求め、更に第六九號第七〇號を議題に供してこれを即決可決、議案第四八號を治安及び建築委員會の決定の通り公安委員に福井天

章氏の再任を可決、建議案第五號乃至第七號を日程に追加何れも原案の通り可決し、各委員會の議案審査のため三月二十二日まで十日間休會することとを決定午後三時五十二分散會

なお當日各委員會に付託した案件左の通り
議案第一號乃至第一四號第二七號乃至第四二號
報告第一號
豫算特別委員會付託
決算特別委員會付託

議案第一五號乃至第一七號第二五號第二六號及び第四七號
文教委員會付託
農畜委員會付託
議案第一八號第一九號及び第四三號

議案第四八號

議案第二〇號第二一號及び第四四號第四五號第六〇號第六一號第六六號

治安及び建築委員會付託

總務委員會付託

議案第三二號乃至第二四號第六四號

議案第六三號及び第六五號

議案第六七號

道職員定數條例特別委員會付託

厚生委員會付託

商工委員會付託

○三月二十三日午後二時五十分開議 諸般の報告の、ち時間を延長して直ちに休憩、午後五時二十七分再開 道職員定數條例特別委員長より審査の経過について報告があつて、日程を変更し、議案第七一號乃至第八五號を追加上程、知事より提案の説明あつて議案第七一號乃至第八一號を委員會の審査省略原案の通り可決して午後五時四十五分散會

議案第八二號及び第六三號

議案第八四號及び第六五號

總務委員會付託

○三月二十四日午後二時五十七分開議 諸般の報告の、ち時間を延長して

議事に入り、日程に議案第六三號及び第六五號並びに文教、農畜、開拓、土木の各委員長から報告のあつた請願を追加し、報告第一號を議題に供して決算委員長報告通り承認可決し、議案第二二號乃至第二四號及び第六六號を厚生委員長報告の通り可決、議案第六三號及び第六五號を商工委員長報告通り可決、次いで文教、農畜、開拓及び土木の各委員長から報告のあつた請願を一括議題に供し各委員會決定の通り可決した。次いで建議案第八號を日程に追加し原案の通り可決し、豫算委員會等の審議を待つため三月二十八日まで四日間休會することを決定して午後三時十五分散會

○三月二十九日午後二時五十三分開議 諸般の報告の、ち時間を延長し日程に議案第八六號及び第八七號を追加、これを農畜委員會に付託し、次いで豫算特別委員會審査中なるため會期を四月五日まで七日間延長し三十日は休會とすることを決定して休憩、午後六時三十分再開日程に議案第八八號を追加し、直ちに原案の通り可決し午後六時四十分散會

○三月三十一日午後二時四十九分開議 諸般の報告の、ち時間を延長して

直ちに休憩、午後五時四十二分再開、今議會において改正議決になつた道

議會常任委員會及び特別委員會條例に基き各常任委員は議長において指名
選任し委員長副委員長の選任は屢次に亘る各派交渉會における交渉決裂の
ため投票によつて決定することとなり各別に夫々投票を行いこれを決定し
て午後八時十二分一旦休憩、午後九時三十三分再開、日程に議案第八九號
乃至第九四號を追加し議案第九四號第九五號九六號九七號九八號九九號
乃第九四號を追加し議案第九四號第九五號九六號九七號九八號九九號
岩田留吉氏、學識經驗者より木村武氏を、又副知事には佐久間長次郎氏を
選任することに同意可決し、議案第八九號乃至第九三號について知事の説
明あつて議案第八九號第九一號及び第九三號を委員會の審査省略原案の通
り可決總務、文教、労働、厚生、食糧の各委員會の報告請願を追加し、委
員會決定の通り可決、豫算特別委員會審査の状況に照し四月四日まで休會
四月五日再開することを決定し午後九時四十八分散會

議案第九〇號及び第九二號

豫算特別委員會付託

○四月五日午後二時五十七分開議 時間を延長し諸般の報告の、ち福島議
員より二十四年度豫算に對する緊急質問あつて日程を変更し、建議案第九
號第一〇號第一一號及び第一二號を原案の通り可決次いで豫算特別委員會
は未だ審議繼續中なるを以つて四月九日まで會期を延長し四月八日まで休
會四月九日再開することを決定して午後三時二十五分散會

○四月九日午後二時四十二分開議 時間を延長し諸般の報告の、ち休憩
午後十一時十分再開、諸般の報告の、ち會期を更に四月十日まで一日間延
長を宣し、豫算特別委員長の審査の経過並びに結果について報告あつて午
後十一時五十八分散會

○四月十日午前零時二十五分開議 諸般の報告の、ち豫算委員會付託の議
案第一號乃至第一四號第二七號乃至第四二號第九〇號及び第九二號を一括
議題とし、各案何れも委員會決定の通り可決、次いで豫算委員各報告の中に
設置を要望された行政機構特別委員會の件を日程に追加議題とし、森川議
員よりこれが委員會の設置について反對意見があつて採決の結果賛成者多

敷を以つてこれを設置することに決定し、委員十一名の指名選任を行い議案第九八號を議題に供して原案通り可決し、文教委員會に付託した議案第一一五號乃至第一七號第二五號第二六號第四七號、農畜委員會に付託した議案第一八號第一九號第四三號第八六號及び第八七號總務委員會に付託した議案第二〇號第二一號第四四號第四五號第六〇號第六一號第六八號第八二號及び第八三號について各委員長より審査の経過及び結果の報告あつて、議案第一五號第一六號第一七號第二五號第二六號第四三號の各條例中附則を「昭和二十四年四月一日から適用する」ことに修正して各委員長報告の通り可決し議案第九六號及び第九七號を委員會の審査を省略して何れも原案の通り可決、次いで建議案第一三號を上程原案の通り可決建議案第一四號を議題に供し田中(巖)議員より修正意見があつたが採決の結果原案賛成者多數を以つて原案の通り可決、日程に開拓、總務の各委員會より報告のあつた各請願を追加何れも委員會の決定通り可決した。なお行政機構及び外地同胞引揚對策の各特別委員會は閉會中も調査し得ることを會議に諮つてそのことに決し、これで案件の全部を議了したので午前一時七分閉會した。

各派交渉會

本年第一回定例議會における各派交渉會は議事の運営その他につき檢討、夫々決定をしたが議案以外の事項については次の通りである。

○二月二十八日

- 一 陳情者等の便宜のため議員面會室を設けること
 - 一 議場の保溫を充分にするため建物の改造につき事務局にて研究すること
 - 一 外地引揚促進に要する經費として二十三年度民生費に追加五十万円を承認すること
 - 一 通告による議場での發言は議長の指名に應じてなすこと
 - 一 補欠議員及び所屬變更議員の議席は議長これを會議に諮り指定すること
 - 一 外地引揚促進對策特別委員會は今議會においても繼續存置すること
 - 一 議員會館の施設計畫を事務局にて立案すること
 - 一 議案調査のため三月六日まで六日間休會すること
- 三月七日
- 一 各黨質疑順序は従來通りとする従つて今回は民自黨、農新黨、社會黨、公正クラブ民主黨の順による

○三月十日

- 一 各黨必ず過半数の出席に努め又短時間にして退席せざるより注意すること
- 一 議會内に私書ポストを設置すること
- 一 特別委員會の委員定数を豫算四十一名、決算十七名吏員定数條例十七名とする

○三月十二日

- 一 補缺當選議員を常任委員に選任すること
- 一 商工、治安、建築、懲罰の各常任委員長を補充選任すること
- 一 福井公安委員の再任に同意すること
- 一 常任委員會中原生を民生厚生に分離し、食糧、文教、治安を廢止し、農畜を經濟とし、建築を勞働に合併すること
- 一 常任委員の任期を二年としなお副委員長制とすること
- 一 各委員會開催のため三月二十二日まで休會すること

○四月二十三日

- 一 外地引揚促進對策特別委員會は閉會中も調査し得ることなほ二十三年度本委員會費の殘額を二十四年度に計上を認めること

○三月二十四日

- 一 二十三年度第四・四半期土地改良用セメント配給につき議長名を以て關係當局に急速陳情すること
- 一 市町村議會に對し、道議會速記録配付につき事務局にて考慮すること
- 一 全議員の名を以て道立自治學校設立に關する建議案を提出すること
- 一 委員會の審査を終了せざるものがあるため三月二十八日まで四日間休會すること

○三月二十九日

- 一 議員出席手當の休會中の支給は従前通りとする、従つて休會前後の兩日共欠席のときは支給しない
- 一 議長、副議長は従來通り常任委員には選任しない又常任委員長、監査委員、教育委員は共に二箇の常任委員を兼任せざる従來の方針を變更しその制限を廢すること
- 一 委員會の審査を終了せざるものがあるため會期を四月五日まで七日間を延長しなお三月三十日は休會とすること

○三月三十一日

- 一 佐久間長次郎君副知事選任につき同意すること

一 本日の會議において不穩當な發言者に對し嚴重注意すると共に議長は速記録を調査し適當措置すること

一 岩田留吉君、佐藤茂君の監査委員選任につき同意すること

一 豫算委員會審査終了せざるため四月四日まで休會すること
四月五日

一 知事から諮られた酪農會社の増資應募について協議したが賛否及び保留の各意見あり決定に至らなかつた

一 災害復舊費豫算増額問題につき議會代表として議員一名を上京させること（土木委員會にて入選）

一 全議員の名を以て寒冷積雪地給制度に關する建議案を提出すること

一 豊羽礦山復興問題につき協議されたが道債及び會社融資の見通し困難となつたため發起人において再検討すること

一 豫算委員會繼續中のため四月九日まで四日間會期延長、四月八日まで休會すること
○ 四月九日

一 行政機構調査特別委員會を設置すること（出先機關吸收取扱、事務の簡素化、部課吏員配置適正、機構に關する各種調査をなすものであるが一部反對あつた）

一 讀賣新聞社主催模範青年議會々場として議場使用を承認する（四月二十一日から三日間）

一 道外漁船人漁禁止及び漁業法改正問題につき陳情のため水産委員五名上京の發議あつたが前者については各派一名宛委員から選出議會より派遣に決した、後者については委員會で再検討し適當とせば同時陳情差支なきことに決した

一 本日夜半十二時までに議事終了しないときは議長において會期を一日延長し明日午前零時十分再會全部議了すること

昭和二十四年度道費豫算に對する知事の説明概要

昭和二十四年度においても、六大重要政策を以つて、道政運営の根基とし、時局に鑑み、更にマ元帥よりの書簡、いわゆる經濟九原則の趣旨とこれに基く政府の施策に對應し、特に左記事項を本年度施策上の重點としてこれが強力なる推進に努め、その實現を期したのである。

第一は、綜合開發計畫の確立。第二は、生産の増強と輸出産業の振興。

第三は、勞働對策の強化。第四は、引揚對策の強化。第五は、土木事業と災害復舊の促進。第六は、保健衛生施設の擴充強化。

而して豫算の編成にあたり、地方財政の現状は、行政運営上の基礎經費並びに義務經費の物價騰貴による増嵩著しく、益々その窮乏の度を加えつゝある情勢にあるが、本道の經濟復興と開發の一刻も遷延を許さない特殊性に鑑み、現行稅財政制度の範疇において、極力歳入を探究し、その満度において經濟的効果を勘案しつゝ、重點施策の完遂を圖ることを基本方針として、これが編成に當つたのであつて、その主要經費を挙げれば

一 農業生産力の増強に要する經費 三億九千三百九十九萬圓

二 水産業の振興に要する經費 一億二千三百五十一萬圓

三 開拓の推進施策に要する經費 二千九百九十九萬圓

四 林業對策の強化施策に要する經費 二億四千七百七十七萬圓

五 石炭生産力増強及び電力開發の推進對策に要する經費 千六百九十七萬圓

六 工鑛業の振興及び中商工業對策に要する經費 五千四百七十六萬圓

七 輸出貿易の振興對策に要する經費 六百二十三萬圓

八 觀光事業の強化に要する經費 二千三百九十八萬圓

九 勞働對策の強化に要する經費 一億五千六百五十八萬圓

一〇 引揚者援護對策兒童福祉及び國民健康保險組合の振興對策に要する經費 六億二千二百七十一萬圓

一一 住宅對策に要する經費 五千二百六十七萬圓

一二 土木事業對策に要する經費 三億七千四百五十七萬圓

一三 保健衛生施設の擴充強化に要する經費 二億七千八百四十二萬圓

一四 教育に關する經費 三十一億一千六百二十六萬圓

一五 一般職員の給與福利厚生施設及び地方行政振興に要する經費 九億七百八十五萬圓

一六 農地關係及び拓殖實習場に要する經費 一億八百十六萬圓

一七 物價行政及び主食並に生活必需物資の需給調整に要する經費 千五百九十二萬圓

等を計上したのである。

以上の歳出需要に對應し歳入においては、先ず稅收入において、既存稅目につき慎重なる検討を加え、現下の經濟情勢に照し、現行稅制下その増

収を企圖し得るものについては、極力これが増収を圖るため道民税外敷税目について賦課率の引上を行うと共に、新に家畜税を創設し、又課税標準の完全なる把握に努め、これが見積りを増加したため税収總額三十八億二千百七十九萬圓となり前年度當初豫算に比し二十七億六千六十万圓の増となつたのである。次にこれを前年度當初豫算額に比し増額した額を大別すると

獨立税 二十億三千三百七十一萬圓

地方配付税 六億八千八百十五萬圓

であつて、更らに税目別に増加したものと及び減じたものを挙げれば、先ず増加したものは

一 課税標準の増加によるもの

事業税 四億四千七百四十萬圓

礦産税 五千四百四十萬圓

入場税 一億千八百四十萬圓

酒消費税 三千四百三十萬圓

電氣ガス税 七百六十萬圓

不動産取得税 四千萬圓

木材引取税 五千七百四十萬圓

遊興飲食税 二億六百五十萬圓

都市計畫税 千七百三十萬圓

二 賦課率の引上げによるもの

道民税 納税者一人當り六〇〇圓を六七五圓に 五千七十万圓

地租 賃貸價格の百分の百二十を百分の百五十に 九百七十万圓

家屋税 賃貸價格の百分の百五十を百分の八十七に 千七百萬圓

自動車税 自動車一臺當り課率を二・五倍に 九百二十萬圓

入湯税 一人一日一〇圓を二〇圓に 七百萬圓

都市計畫税 本税の百分の四を百分の六に 千四百九十万圓

三 新税設定によるもの

家畜税 二千六百五十萬圓

等であり、減額したものは

一、課税標準の減によるもの

鑛區税 六百九十万圓

營業税 二千五百九十万圓

二 廢税によるもの

家畜移出税 六百十万圓

三 地方配付税の減 二億四千九百四十萬圓

等であつて、道税収入は歳入豫算總額の五十一%を占めているのである。

次に税外収入においては歳出に對應し、義務教育費下渡金、土木費、教育費、産業經濟費、保健衛生費、各補助金その他の補助金を合せて十三億七千八百五十萬圓を計上した外、使用料手数料については道財政需要と經濟の實相をにらみ合せ、料率の引上げをなし得るものはこれを引上げる等の措置を講じ、二億千四百十五萬圓を見込み、更に公營企業収入としての賣くじの發賣による収入四千八百萬圓及び地方競馬特別會計益金收入五百五十萬圓の繰入、港灣簡易工事の施工により受益する地元町村の負擔收入三千五百萬圓及び街路事業負擔收入二千萬圓を計上し、又雜收入についても充分なる検討を加え物品賣拂代を始め保健所診療所等の收入その他を合せ三億六千四十萬圓を計上して、税收入並びに税外収入の各面に亘り財源の探究に努力したのであるが、歳出總額七十四億七百五十七萬圓に對し、歳入總額七十億六千四百七十九萬圓であつて、歳出需要に比し三億四千二百七十八萬圓の不足をきたしたので、一般財源の現状と事業の性質を勘案して教育債、普通土木債、産業經濟債、保健衛生債、及び學校給食費貸付金充當債總額三億四千二百七十八萬圓の道債を見込んで歳入歳出の收支均衡を圖つたのである。

又特別會計においては女子醫學專門學校費等に對し普通會計より三千八百八十八萬圓の繰入をなし收支の均衡をとつた外、模範林費及び公有林費會計については戦時中の過伐に對策費として模範林費において三百萬圓公有林費において六百萬圓の起債をなし、以つて造林及び林道施設事業を計畫したのである。

以上は昭和二十四年度北海道費普通會計並びに特別會計歳入歳出豫算に

ついでの大要である。

◎ 特別委員会

豫算審査特別委員会

豫算特別委員会は三月十二日設置、即日委員長に齋藤藤吉議員を選任休日を除き三月十四日から二十三日迄八日間、互り付託議案を各部所管毎に分けて質疑を續行し、本會議においてなお明確を欠いた點その他道政各般の具體的諸問題に對する質疑を展開した。

併しながら付託議案審議の經過に照し、更に熟議檢討を加え、具體的結論を得るの必要から農民新黨三名、社會、民自、民主、公正の各黨派から二名宛計十一名の小委員を挙げ、三月二十四日から四月九日迄實に十七日間の永きに亘つて小委員會を開き、凡ゆる角度より慎重審議を盡し屢々深更に至つたのであつて、殊に最後の妥結に至つた七日より八日にかけての小委員會は徹宵して翌八日午前三時半に亘つたのである。

而して小委員會における付託議案に對する修正は相當大幅のものであり事務的に修正調書作成等のため八日は休會、九日午後一時小委員會を再開してこれを可決し、直ちに主査後藤三男八議員より豫算委員會に報告し、豫算委員會では小委員會決定の通り可決し、同日午後十一時十分から開議された深夜の議會に齋藤藤吉委員長から報告されたのである。

齋藤豫算委員長の報告は豫算委員會の修正の趣旨等を知る上に参考となるので適宜採録してその要旨を次に適録することとしたい。

委員長報告

私は過般設置せられました豫算特別委員會の經過及び結果の概要につきまして御報告申上げる機會を得ましたことを洵に光榮と存するものであります……………(中略)……………

審議の過程が豫定の如く進行せざりしは、一般及び特別會計を通じ付託議案が總計八十三億二千八百余萬圓の巨額の豫算なると、これに關連する

道稅條例、起債等その件數三十四件に達する議案でありましたことと、特に經濟安定九原則下の新しい經濟情勢と行政整理に對する強い要望或は道民の經濟的窮迫に伴う稅負擔の過重を訴ふる輿論等極めて困難なる現狀におきまして、眞に四百萬道民の福祉増進と本道産業經濟の實態に尤も適合した豫算たらしむべく異常なる苦心を拂い原案に對し相當の修正を行つた等の原因により遂に、年度開始前にこれが審議を完了するに至らなかつたことは周圍の情勢上已むを得ないとは云え、私の努力尙足らざりしを想い海に遺憾と存するところでありませう。併しながら委員會の審議開始以來休日を除き二十二日間の從來且つて見ない長時間に亘り精査熟議を遂げ、こゝに結論を纏めてその結果を御報告申上げることの出來ますことは、委員各位の御勞苦と御努力の賜でありまして、衷心敬意を表する次第であります。……………(中略)……………

併しながら今豫算委員會及び小委員會の審議の跡を省みまするとき、先ず第一に、本豫算は經濟九原則に云うところの『すべての國產原料及び製品を増産』及び『特に最大限の貿易振興』の原則には尙遠き距りがあると、生産増強、輸出振興に要する經費の増額要望は相當熾烈なるものがあり、ましたる反面、經濟九原則が國民の耐乏生活を要請し、各部門において他國民の慈悲に頼つてゐる限り、その國民は政治的自由を享受する資格はない、隨つて經濟的自立態勢を確立するためには、一層の耐乏が必要であり、これらを擧げて最大限の輸出の振興に指向すべきであると強調してゐる點に照し、道費豫算の重點が、寧ろ生産増強輸出振興よりも道民生活安定の面に(勿論これも必要であるが)注がれ彼此均衡を保持してゐないのではないかとこの批判もあり、更に生産増強の面においてもその基本をなす土木費等が他の豫算との均衡を失してゐるとの批判もあつたのであります。固より本道においては、これらの内綜合開發の施策は國費による等の關係より豫算編成に當つては綜合勘案せらるべきものであります。理事者の今後とらるべき施策の重點に關し一考を煩ししたいとの論議が強調せられていたと感ぜられたのであります。

第二に、本豫算は未だに尙人件費と事業費とが不均衡であり、且つ冗費

の節約が徹底的に行われていないとする論議であります。即ち今や政府においては、行政整理は必ず行わんとしており、又國民一般も行政整理の斷行により公費の節約と依つて、過重なる税負擔の軽減を圖るべしと云うことは、最近における顯著なる輿論である。然るに本豫算は斯る行政整理の嵐の最中に編成された豫算なるにも拘らず、一般職員において、相當の増員を見込み、一方實人員と豫算定員との間には約千五百名の欠員が生じている。しかもこの経費は、一部は國庫補助、事業収入等の特定財源に裏付けられているものもあり必ずしも全部が道費負擔ではないが、相當部分は道費の負擔であり、結局道民負擔を過重ならしむるものである。依つてこれら欠員分は相當削減するとともに、旅費、食糧費等節約可能なる経費についても相當削減し、これによつて得た餘剰財源は減税又は重點事業に振向くべきであるとの意見が強かつたのであります。

第三に、道民負擔に歸する使用料、手数料及び道税の軽減についてであります。傳食馬豫防檢診手数料、牛結核檢査手数料についてはその檢診又は檢査が強制的である點、種畜貸付料は飼料難に基づき著しく採算の困難性からして、これを全廢又は軽減すべしとの意見があり、道税については先ず、道民税において本税の大衆課税的性質と道民負擔力の現状より原案の一人當り六百七十五圓を六百圓に止むべしとの意見、更に、地租、家屋税、事業税及び特別所得税につき、先に申し述べました通り徵税の促進強化、金融の逼迫等による金づまりの深刻化と事業不振、延いては中小産業の破綻等を招來している現下の經濟事情に鑑み、これが税率に標準率まで引下ぐべしとの論議が活潑に行われたのであります。就中事業税の課率引下と課税標準たる所得の見積については、最も論議が集中せられ、小委員會においても此の點の調整に最も時日を要し、苦心が拂われた點であります。而してこれら各税の關連によつて税の引下を行う場合は當然引上げんとする授業料はこれを据置くべきであり、又事業税の引下を行う場合、地租、家屋税の引下を行うべきであり、更に法定獨立税の引下を行うにおいては、法定外獨立税をも撤廢すべしとの論議も行われたのであります。それに關連して自動車税の遞減、家畜税の撤廢、入場税、遊興飲食税の課

税標準の増加、船舶税、自動車税の取得に對する課率の引上げ、電話加入權稅、余裕住宅税の課率引上げが論議せられる等課税の均衡と税收入の確保、財政收支の適合等錯雜多岐に亘る論議が展開されたのであります。

……………(中略)……………

以上歳入歳出全般及び道税條例等に對する活潑なる論議檢討の結果、茲に各派一致せる修正意見が本日小委員會から報告せられ、本委員會も全會一致を以つて、この報告の通り議決致したのであります。

先ず議案第一號昭和二十四年度北海道歳入歳出豫算の修正内容につき御説明申し上げます。

歳入において第一に、道民税は道民負擔力の現状と大衆課税的性質より致しまして原案の一人當り、六百七十五圓を、六百圓に修正しその納稅義務者數については見積過少の意見もありましたが原案の通りとし、従つて五千七十七萬五千圓を減額致しました。

次に事業税及び特別所得税であります。本税につきましては課率の引下け及び課税標準の見積過少につき本會議及び本委員會を通じ論議されたところであり、小委員會においても、これが調整に最も苦心が拂われ經濟九原則下における道民經濟の實態に鑑み、個人の第一種事業所得及び法ハの事業所得に對する課率は百分の九を百分の八に引下げ、この引下率に比例する如く個人の第二種事業所得については百分の六を百分の五・四とし、又特別所得税においては第一種百分の五を百分の四・三に、第二種百分の六を百分の五・四に夫々引下を行い、更に法人の事業所得を始め課税標準において夫々増額を見込み得るものと認め、課率を引下げたるも尙事業税において、千八百十六萬二千圓、二十二年度以前の營業所得に對する過年度調定分として營業税において、二千百十三萬千七百圓、特別所得税において、千五百八十七萬四千五百圓の夫々増収を見込み修正致したのであります。

更に、事業税の課率引下に關連して地租、家屋税の引下、或は法定外獨立税の撤廢論等もありましたが道財政の現状から已むを得ないものとして、これらは何れも原案通りと致したのであります。

次に入場税及電話加入権税につきましては、相當増収の見込あるものとして、前者において四千萬圓、後者において四百三十五萬圓の増収を見込み、又自動車税につきましては原案の賦課定額が大體前年度の二倍半となつておりますが、本道における自動車の冬期運行状況が、他府縣に比し著しく特殊性を有することと、最近におけるガソリン配給量の僅少による稼働率減少の状況に鑑み、自家用乗用車は原案のまゝ、營業用自動車については前年度の五割増程度、自家用貨物自動車については十割増と賦課定額を引下げ、一方、登録車輛数を勘案しその數量を七割と見ても尙相當課税臺數に増加があり、結局賦課定額を引下けても尙七十五萬五千三百圓の増収を見込まれるので、そのように修正致したのであります。

以上増収におきまして道民税、事業税、特別所得税、入場税、自動車税、電話加入権税及び營業税につきまして夫々増減修正の結果四千九百四十九萬八千六百圓の増収と相成る次第であります。

又議案第二七號道税條例の一部を改正する條例につきましては第一號議案修正につき説明致しましたごとく道民税を既定通り六百圓とし、自動車税の賦課定額の修正をなした外、家畜税中豚の賦課期日を四月一日現在とし、牛後十カ月の成豚のみを課税物件とするときは、本税賦課の公平を失し且つ充分なる増収をあげ得られないことを認め、賦課期日を牛馬及細羊とは分離しこれが賦課期日を十月一日とし課税除外の條件を生後六カ月に修正した次第であります。

尙事業税及び特別所得税の税率を改訂するため御手許に配付してありますように、新たに北海道税條例の一部を改正する條例の件を本委員会において委員長提出議案として提案することに決定、議案第九十八號として提案致した次第であります。何卒議案第一號及び第二七號との關連において同時に議決せられんことを望む次第であります。

次に、税外収入についてであります。地方競馬費特別會計の修正に伴い益金収入二百萬圓、土木機械工作手数料において百萬圓、屠畜検査手数料において百二十萬圓、物品賣拂代において五百四十九萬三千圓、診療所収入において七十五萬圓、保健所収入において四百十八萬圓、病院収入に

おいて百八十萬圓、取締船建造費寄付金において四百萬圓、夫々増収の見込確實なりと認め合計千八百三十九萬五千圓を増額修正致しましたが、沿岸漁業調整業務に従事せしむべき職員を減員致したのに伴い補助金収入三百六萬四千五百圓を減額修正致しましたので、差引千五百三十三萬五百圓の増額となり、税収入と合せ一般會計歳入合計におきまして六千四百八十二萬九千圓の増額と相成つた次第であります。

次に、歳出修正の點について御説明申上げたいと存じます。

先ず第一に、生産増強、輸出振興の面より勘案し、生産増強の基盤とも云ふべき土木費においては、打續く道及び市町村財政の困窮による財源難が禍いして道路橋梁の完廢甚だしく、これが補修の強化は、地方住民の熱烈に要望するところでありますので、道路小破修繕費に二千五百萬圓、市町村道路橋梁改修補助費に二千萬圓を夫々増額し、又命令航路は離島との連絡交通、物資輸送上絶対必要とするにも拘らず、近時諸物價の昂騰による採算困難等の理由によつて、兎角忌避する傾向にありまして、これを確保するためには補助金を増額するの必要を認め百四十萬圓を増額致したのであります更に、四面環海而も無限の水産資源を有する本道として漁船購入の必要性は、今更喋々を要しないところでありますが、これら港灣の調査は甚だ不完全であり今後における港灣整備修築上支障甚大なるものがあり、一面關係住民の要望にも副うため徹底せる港灣調査の必要を認め所要經費五百萬圓を豫備費に計上、之が希望條件を附した次第であります。

次に、經濟九原則に即應し生産増強、輸出振興に直接寄與せしむる經費として先ず農業部門については食糧一割増産の重點施策の一たる地力培養綜合施設費として、優良種子普及のためにする水稻原種補助金五百萬圓北方農業確立上絶対必要とせられる甜菜糖業復興のためにする甜菜病害虫防除費補助及びライムケキ使用奨励金五百萬圓の各經費を新に必要と認め、赤クローバー種子購入補助金千三十四萬圓を増額修正し、新たな二補助金は豫備費に所要額を見込み、希望條件を附しその執行に遺憾なきを要望せんとするものであります。

次に、商工鑛業部門については本道の海陸資源を開發活用し、半殖民地

的原始産業形態より一日も早く脱却するとともに、これを輸出貿易の面に振向ける事の急務なるは言を俟たないところでありまして、この趣旨に鑑み中小工業振興費の施設費五百萬圓、發明考案補助金三百萬圓、地下資源開發調査費百萬圓を夫々増額修正致しました外、工業地帯を調査し企業を誘致 新たな工業の振興を圖り將來の發展を期するため豫備費に百萬圓を見込み工業地帯調査費に充當するよう希望條件を附した次第であります。

尙現下の電力事情に鑑みその緩和を圖らんとして提案された三割補助の中小電源開發費補助及び三分の一補助の農村電化施設費に對してはその補助率を五割に引上げ實施することが適當と認められ前者に對しては八百萬圓後者に對しては百十二萬圓を増額することとし、これが主管課を商工部工務課として一括主管することが適當なりとの意見に一致し豫算をそのように修正した次第であります。

次に、水産業部門についてであります。千島樺太の漁田を喪失し、嚴重なる出漁區域に對する制限が行われて居ります今日、本道近海の魚田は日本に尙與えられて居る最も重要な資源地帯として重要視されていることは、私が申上げるまでもないところでありまして、これら魚田と云えども機船底曳網漁船を以つて無制限に亂獲するにおいては、魚田魚族の保護蕃殖上遺憾なことは勿論、これを放任するにおいては、遂に魚田の荒廢を來し資源培養上重大な支障となることは申すまでもないところでありまして、殊に近時これら漁船の跳梁跋扈甚しく沿岸漁民に重大なる脅威を與えて

いる現況に鑑み、本年度において更に一隻漁業取締船を建造するの必要を認め、これが所要經費千六百六十九萬圓を増額を致し、内四百萬圓については原案計上分と同様關係者の寄附に俟たんとするものであります。

又科學的魚獲方法としての集魚灯装置の効果は、既に一般の認めるところであります。數十萬圓を要するこの装置に個人のみを期待して居つては豫期の普及が期せられない實情に鑑み、これが装置普及獎勵金を原案の倍額とし四百五十萬圓を増額修正致し、以つて魚獲の急速なる上昇を期せんとするものであります。

その他生産増強輸出振興等の重點施策に關し、豫算の増額修正を要望す

るところも多々あつた次第であります。が、財源の關係上これを次の機會に譲らざるを得なかつた次第であります。

次に、前述の生産増強輸出振興の重點施策の實行と道財政の窮迫、或は道稅負擔の過重等と關連して人件費と事業費との不均衡を論じ、行政整理人件費の削減を行うべきであり、更に冗費の徹底的節約を行うの論議が行われたるに對し、理事者側の中央における行政整理方針の未決定と、補助職員の方針を決定したとの答辯に對し、本豫算各會計を通じ約千五百名一般會計においてその中千三百餘名を算する豫算定員と實人員との開きがあり、これを相當削減し、よつて來るところの餘剩財源を減稅、又は重點施策の實行費に充つべしとの論議が行われ、結局理事者側の云う中央方針の確定前の現況に鑑み、取敢えず道職員費、議會費、選舉費、監査諸費及び消防學校費を通じ、二百名の人員削減を行うこととし、供給その他の人件費千八百九十八萬七千圓を削減したのであります。此の點に關しましては、道議會として本道行政の特殊事情、出先機關の吸收、行政事務の簡素化、部課及び人員の配置の適正等行政機構に關する各種の調査を行うため、行政機構調査特別委員會の設置を本議會に要望する次第であります。

更に支出については嚴重なる節約を行う必要を認め殆んど各款、各項に亘る着大な修正とはなりません。が、食糧費において純賄費的性質のものを除き二割を削減することによつて三百九十三萬五千三百圓、旅費において一割を削減することによつて二千四百七十萬八千圓を、夫々節約すること、致した次第であります。

尙この節約削減につき申添えたいことは、これらの經費に國庫補助その他特定財源のあるものについては、歳入との關連があり、これをも減額するにおいては當然歳入に減少を來す關係上技術的に修正困難でありますので一應これを取止め、又學校教員の旅費については豫算額が寧ろ僅少であるので原案の通りと致した次第であります。

尙開拓協會に對する補助金三十萬圓は同協會の今後の事業運営の成果を検討した上に於て、必要があれば追加する事とし、これを削減致しました。

次に、豫算編成の方法に關連し、或は事業の執行方法、經費の性質上修正致しましたものについて申上げますれば、第一に職員病院費について醫

療機關の充實せる札幌市に於いて特に職員専用の病院を設けるよりは、道民一般に利用せしめる趣旨の下に、女子醫專の附屬病院擴充費としてこれを考え、職員に對しては福利施設としての考慮を含めこれを利用せしむべきが適當であるとし、これを削減し全額を豫備費に計上希望條件を附したのであります。

第二に、交際費の計上は職員費の交際費に一本に計上するのが本旨であるとし貿易振興費及び渉外諸費に計上しあるを削減し、同額を職員費に増額致したのであります。

第三に、住宅改善研究試験費は衛生部、商工部、及び建築部の三部に亘り、それぞれの立場において豫算を計上しているのは、試験研究の成果を得る上において、將又その結果を普及する上において綜合性を欠き事業の圓滿なる運営上適當ならずと認め、これを住宅費中に取纏めその主管はこれら關係機關協力の下に、建築部で行うべきであるとし、豫算をそのように修正致したのであります。

更に税収入の修正に伴い徴税費の増額を要するので、その所要額三十萬八千七百圓を増額し、最後に歳入歳出對比の結果剩餘額三十八萬七千二百圓は、これを豫備費に計上致し、その他は原案通りと致した結果、歳出合計において六千四百八十二萬九千九百圓の増と相成り歳入歳出差引殘金なしとなつた次第であります。

尙本豫算實行に關し希望條件として、
第一經濟九原則の浸透及び國費豫算の決定に伴う事態に適應する如く速かなる機會に本豫算の更正を行われべきこと。
第二給食物資配給代行機關貸付金は一般起債の枠外で承認されなければこの執行はこれを取止めること。

第三として沖合漁業奨励補助金の對象は二千屯以上の大型漁船とし、その施行に當つては漁業協同組合又は漁業生産組合を經由してこれを交付すること等が決定せられたのであります。

次に議案第一〇號昭和二十四年度北海道公有林費歳入歳出豫算の特質より致しまして歳入において增收を見込、市町村交付金を二百萬圓増額修正

致したのであります。

議案第一四號昭和二十四年度北海道地方競馬費歳入歳出豫算につきましては、投票券の賣上が尙一割程度見込み得ますので、これを財源とし報償金を増額し、優秀馬の多數参加を企圖致し、本會計の益金收入増加を圖り、その益金二百萬圓を一般會計へ増額繰入れを行い、以つて一般財源に充當致すべく夫々必要項目を修正致したのであります。

以上委員會に付託せられました案件中修正可決せられましたものの概要につき御説明申上げた次第であります。その他の付託案件たる議案第二號乃至第九號、第一一號乃至第一三號、第二八號乃至第四二號、第九〇號及び第九二號は何れも適當と認め原案通り可決いたしましたのであります。

以下省略

決算審査特別委員會

報告第一號 昭和二十四年度北海道費普通會計特別會計歳入歳出諸決算審査のため決算特別委員會は三月十二日設置即日委員長に本多正雄議員を選任休日を除き三月二十二日迄八日間に亘り三分科會を設け、第一分科會は歳入を第二分科會は歳出を第三分科會は特別會計を夫々分擔してこれに主査を置き主査を中心として慎重なる調査を遂げ各主査より委員會に報告し委員會は更にその内容に検討を加えて三月二十四日の本會議に委員長より報告の上可決されたのであるが委員長報告は次の通りである。

委員長報告

私は委員各位の御推薦によりまして決算委員長の重責をがしこゝに昭和二十二年度北海道費、普通會計特別會計歳入歳出諸決算審査の經過並びに結果の概要を御報告申し上げます。……(中略)……監査委員より指摘された問題であります。……として一般會計において。

第一に農業試験場畜産部を新得町に移管經營するに當りその用地として民有地一、〇四四町歩及び立木を小笹庄七外九十七名より四、五三六、八九〇圓を以て買収し且つ、買収地内に存する農家建築物等の移轉補償料二、二二三、九八六圓四三錢を國技芳太郎外十七名に支拂えるもこれが買収並びに補償に關し何等道の意志決定(知事又は代決機關の決裁)なく經費を

支出せることは甚しき違法行為であります。……略……

第二は主要食糧供出農家に對する報償費八七、一四八、一一三四〇三錢の未精算についてでありますが年度経過後既に數カ月月に及ぶも未だ完成するに至らずこれが決算を確認するを得ないのであります。意慢も甚しく速かに整理を要するものと認めたのであります。

しかして監査委員の指摘事項はこの外四十數件に上つてゐるのであります。すがこれらは何れも知事に於て適切なる措置を講ずべきものと認めた次第であります。……(中略)……

次に今後改善及び注意を要するものと認めました事項は道民税等數税目に於て多額の未収入を生じて居るのであります。これが取立については一段の工夫と努力を要するものと存するのであります。

その他違法又は失當と認むべきもの、數依然として尠からざるは財政運営上甚だ遺憾とするところでありまして豫算の執行に斯くの如く放從であるならばその編成に如何に努力しても成果は期待し得ぬものと存する次第であります。

しかして昭和二十二年年度の決算において巨額の純剩餘金を見るを得たことに對しては、その勞を多とするに各かでないのであります。が今後更に財政健全化のため一段の工夫と努力をいたされますと共に以上の諸點につき萬遺憾なきを期すべきであると存するのであります。以上を以つて本委員会における審査の経過並びに結果の御報告といたします。

吏員定數條例制定審査特別委員會

○三月十二日午後四時五十分第二委員室において開會、年長の横山委員が委員長席について委員長の互選に入り高橋委員より委員長職務執行者たる横山委員をそのまま本委員会の委員長とせられたい旨の動議が提出せられ滿場異議なくそのことに決し次いで定數條例の調査の方法について協議し午後五時十分閉會した。

○三月十四日午後二時十分議長室において開會、務部長より定數條例案提出の考え方及び提出資料について説明あつて西田、井川の兩委員より夫

々質疑があつたが法的根據が明確を欠いてゐるのでこの點當局において更に研究し二月一日現在における各部、課、支廳、廢別の現在員について調査の上提出すべきことを要求して午後四時十分閉會した。

○三月十九日午後一時五十分第一委員室において開會、務部長より定數條例案提出の法的根據について研究した結果の説明があり西田、徳中の兩委員より夫々質疑があつたがその結果務部長より法的に本案の提出はなお疑義があるので撤回したい旨の意思表示があつた。委員長は議長より何分の通告あるまで委員會を休會する旨を宣し午後三時二十五分閉會した。

○三月二十三日午後一時十分第二委員室において開會、委員會の経過報告案について協議しこれを確認して午後一時二十五分閉會したが、委員長の報告要旨は次の通りである。

委員長報告

私は過般付託になりました議案第六七號吏員定數條例に關し茲に委員會の審査経過についてその大要を御報告申し上げます。

本委員會は去る三月十日委員長の互選を終え十四日より付託議案の審査に入つたのであります。が先ず審査資料として提出された吏員定數調に對する理事者側の説明によれば地方自治法第七十二條第三項の規定に基づいて吏員の定數は條例で定めることになつて居るが本道に於ては同法附則第四條の経過規定及び同法施行規程第十九條及び第二十一條の規定によつて措置してきたのであつてこの際吏員の定數を明確化する意味で提案したと云うのであります。そこで委員と理事者側との間にこれに對する質疑が重ねられたのであります。即ち從來の官制による定數が直ちに道の定數となるか又地方自治法制定後は當然條例で定めなければならぬばかりでなく其後の増加等に對しても勿論條例によつて定めなければならぬのにこれに依らないことは議會を無視した知事の越權行為でないかと云うことであります。が、理事者側は總理廳においては吏員の定數を條例で定めると云う見解については全然問題にしていない。又地方自治法施行後吏員の増加してゐる分については経過規定にもとづいてなされたものであつて決して議會を無視したと云う譯ではなく人員の増加については常に豫算に計上して議會

の議決を経ていくというのであります。次に職制については附則第四條の規定により従來の官制の規定を準用するとあるけれども定數に關する限り百七十二條第三項の規定によらなければならぬのでないかとの質疑に對して理事者側は單にもかくも總理廳の見解に従つて今迄やつてきたと云ふことであつたのであります。

從つて委員會としては本案の理由に地方自治法第七十二條第三項により提案の旨記載しあるも説明によればその必要がないのではないかと云ふ疑問を生じ結局提案の根本理念に明瞭を欠くものがあるのでこの點を明確にすべきこと及び提出資料は審査上尙不充分なるを以て各部課所屬の現員數を更に調査の上提出すべきことの二點を要求して十八日まで休會いたし十九日に再會したのであります。さきに問題となつた本條例の根據について次の如く述べ撤回の意志表示をなしたのであります。即ち條例で定めなくとも地方自治法施行規程第十九條及び第二十一條によつて従來の官制による定數をそのまま自治體が引継ぎを受けたかたちとなり必要に應じて主務大臣の承認を得て増減することができるのであつて、云い換えれば法第七十二條の効力は一應停止されているかたちであるしかしながら本道においては一應條例によつて吏員の定數を明確にして置く必要があると考へたので總理廳とも打合せの上提案したが以上のような法的根據を有し定數の修正ができないものとするならば本條例は一應撤回して立法措置が講ぜられてから再提出したいと考へている旨を述べたのであります……略……

議員が屢次に亘り本條例の提案を追つた根本は道費の大半を占める人件費が果して適正に運用せられていくかどうかと云ふ點を綿密に調査するためであつたのであるしかるに當局はその都度地方自治法附則第四條及び同法施行規程第十九條及び第二十一條によつてこれを措置すれば良いと云ふような考え方であつて單に定數を明確化するために提案した本案も遂に法的に義理ありと稱し撤回するに至つたことは正に議會を輕視した結果なりと云ふも過言ではなく又この様な信念のない提案は道理事者として不見識極まるものであつてこの點まことに遺憾に堪えない次第であります。略……

聞くところによれば今次國會に地方公務員法その他定數に關する法律が

提案せらるゝと云ふことであるがこれが決定の上は速かに再提出することを要求するものであります。以上本委員會の審査經過について御報告申上げます。

外地同胞引揚對策特別委員會

○三月二十三日午後一時十五分第一委員室で開會世話課長より未引揚者及未復員者の實態調査について現在迄の經過報告あり協議に入り舞鶴に設置する北海道室及援護方法等について更に説明を求めその結果第一回引揚船が舞鶴入港に際し設備の調査をなすと共に援護に遺漏なきを期する様委員を派遣することを決定して午後一時四十分閉會した。

○四月九日午後五時三十分副議長室で開會委員長より外地同胞引揚促進運動に對する民間團體の運動經過の概要を述べ引揚再開に際し委員を派遣して引揚者の援護と舞鶴に於ける施設の調査をなすと共に東京に於ける各關係機關に對し引揚促進の陳情をなすことを協議決定して午後六時五分閉會した。

○四月二十五日午前十一時十分議長室で開會未引揚者實態調査について世話課長より引揚者の住宅對策については援護課長より夫々説明あり質疑應答が重ねられ協議の結果委員上京に際し關係行政廳に對し運動を爲すことを決定午前十一時五十八分閉會した。

◎ 常任委員會

總務委員會

○三月二十五日より二十七日の三日間に亘り第一委員室において開會議案第五三號乃至第六七號の一七案件を議題に供し總務部長、庶務、稅務、工務、農務の各課長より夫々説明があり齋藤(藤)、齋藤(正)、武田、佐藤(初)の各委員より夫々質疑あつて各案件何れも原案の通り可決して閉會した。

土木委員會

○四月九日午前十一時三分土木部長室において開會先ず石狩町長より石狩港灣の速成についての陳情を聴取し次いで請願審査に入り請願第四四五號土木現業所管轄區域等十八件の採否を決定し尙國營貨客自動車運行存続に關する建議案提出につき諮りこれを開拓土木の共同提案とるすことに決す。宮津副委員長より全國道路利用者會議支部の設置方提案あり全國大會の結果報告によつてこれが設置を決定することを申合せ午後二時三十分閉會した。

林務委員會

○四月六日午後三時二分林務部長室において開會西川委員長の就任挨拶あつて 請願審査の基本方針を協議次いで各課長より所管事務について説明があり先ず民林課長より學校部分林設定のあり方と設定願い契約書案について説明し林業課長より學校植林の實施について大要次のような説明があつた。

學校植林運動については文部 農林次官よりの通牒によるものであつてこの運動の一環として山林資源愛護思想の普及、公共福祉の増進、學校經營の經濟的一助ともなるので都道府縣林務部課並びに地區營林局署の斡旋にもとづいて植林する。

實施時期 自昭和二十四年度至昭和二十八年年度の五カ年計畫で毎年春の適期を目標として實施するものである、高橋委員より一校當り五カ年間に經營する面積について質疑、林業課長より新制高等學校は生徒一〇〇人につき三町歩、新制中學生徒一〇〇人について二町歩の限度内とし尙契約については土地所有者と部分林契約を行う旨の答辯あり次いで宮津委員より收益の分収率について質疑、林業課長より契約者相互の協議で決定するが國有林の場合が國が二、學校が八の割である旨の答辯あつて委員長より學校植林運動實施について諮り異議なくその運動方針を決定午後四時二分閉會した。

開拓委員會

○三月十日午後五時十分副議長室において開會、昭和二十四年度開發費豫算獲得のため上京した糸川、兒玉の兩委員よりその經過について説明があり開拓事業に關連して三澤、荒、兒玉、朝日、本多(吉)の各委員より質疑あつて午後六時五分閉會した。

○四月二十日午前十一時一分二委員室において開會開拓部長より開拓事業に要する豫算及び方針等について説明があり四十榮、荒、糸川の各委員より質疑があつて入殖者集團離農で問題になつてゐる佐呂間村、斜里町、幕別町の各町村の實情調査する必要ありとの意見が三澤委員より提出せられ委員長よりこのことを諮つてそのことに決し委員會としてこれが現地に委員を派遣することを決して午後一時半閉會した。

勞働及び建築委員會

○四月八日午後三時三十分第一委員室において開會佐藤吉委員長より挨拶あつて今後の委員會運営について委員及び理事者の協力を要望し、次いで勞働教育課長及び營繕課長より夫々所管事務の概要について説明を聴取し午後四時三十五分散會した。

◎ 各種會合

都道府縣議長會幹事會

四月十三、十四兩日開東京都議會(議員控室)に於て都道府縣議長會幹事會が開催せられ北海道、山形、福島、奈良、京都府、大阪府、兵庫、東京、千葉、神奈川、島根、廣島、愛知、静岡、石川、愛媛、福岡、熊本、各縣議長又は副議長これに出席、次の事項を協議し十四日は中央出先機關廢止促進及地方財政確立問題に關し全幹事が折から開會中の衆議院で本多國務大臣外關係閣僚に面接内容を説明してこれが實現方を強く要望した。

第一日(四月十三日)

- 一 中央出先機關の廢止促進運動について
- 二 地方財政確立問題について
- 三 本會定例会開催について
- 四 近畿東海北陸連合議長會の要望事項について
 - (一) 都道府縣議會議長會の開催について
 - (二) 都道府縣議會議長會の運営方法の改善について
 - (三) 都道府縣議會議長會議決事項の整理並びに促進について
 - (四) 永年勤続議員の國よりの表彰方について
 - (五) 永年勤続議員につき本會より表彰方について
- 五 本會昭和二十四年度收支豫算について
- 六 其の他

第二日(四月十四日)

第一日の協議の都合により國會及び政府に陳情

第五回一道北部七縣議會協議會

○四月六日秋田縣湯瀨溫泉湯瀨ホテルに於て第五回一道北部七縣議會協議會が開催された。午前十時開會第四回本協議會の経過報告が(新潟縣議長)あつて後直ちに議事に入る。一號乃至三〇號案件につき夫々一件毎に慎重審議を重ねて次の通り決定し、引續き次回第六回は八、九月の候北海道に於て開催のことに協議せられ午後五時閉會した。本道より鈴木副議長高橋(源)窪田の兩常任委員が出席した。

- 一 公團法廢止について (可) 決) 北海道
- 二 土地改良事業全額國庫負擔について (可) 決) "
- 三 寒地勤務者に對する特別手当支給について (可) 決) "
- 四 議長會議決議事項の實現促進について (可) 決) "
- 五 第二次地方稅財政制度改革の促進について (修正可決) 宮城縣
- 六 配付稅法改正反對について (一三、と一) 括整備可決) "
- 七 六、三制學校建築費國庫補助確保について (修正可決) "

八 供米割當の二割を知事の權限に依りて補正し得る

- 九 法的措置について (保) 留) "
- 一〇 公共事業費時に災害復舊費増額について (可) 決) "
- 一一 中小企業金融對策の擴充強化につて (可) 決) "
- 一二 企業整備並びに行政整理について (二六號と一) 括可決) "
- 一三 昭和二十四年度地方債並びに地方配付稅の増額について (可) 訂正) "
- 一四 國庫補助基準の制定等について (六に合併) 岩手縣
- 一五 林業資金金融について (保) 留) "
- 一六 教育委員會委員選舉を廢止し知事又は縣議會の推薦とするよう改正方要望について (二五に合併) "
- 一七 煙草消費稅の創設を國會並びに政府に要望の件 (修正可決) 福島縣
- 一八 地方自治法中一部改正について (修正可決) 新潟縣
- 一九 新制中學校の整理促進について (七號及び三〇號に一) 括) "
- 二〇 勞働行政の一元化と權限の地方委讓について (可) 決) "
- 二一 統制物資の配給事務に要する經費の國庫負擔について (可) 決) "
- 二二 放送地方自治講座開設について (可) 決) 秋田縣
- 二三 主食超過供出報獎金に對する課稅輕減について (可) 決) "
- 二四 主食集荷に要する經費の國庫負擔について (可) 決) "
- 二五 幼齡林伐採防止の爲の金融について (可) 決) "
- 二六 信用保證協會について (一一に合併) 山形縣
- 二七 堆肥舎の建築について (二に合併) "
- 二八 引揚者等の住宅對策について (要望する) "
- 二九 教職員勤務地手当改善方について (可) 決) "
- 三〇 六、三制完全實施について (可) 決) "

北海道青年議會の開催

青年に正しい政治教育を享受させる目的で、讀賣新聞社主催の下に、全国的に開催されていた青年議會は、本道においても道廳、道教育委員會及

ひ道議会の全面的協力の下に、去る四月二十一日から三日間、道議會議事堂において開催された。

全道から選出された議員四十四名の中、参集した者四十名に達し、初日二十三日は、全員協議会の後、午前十時マンスキー道軍政部長、田中道知事、鈴木道議會議副議長の熱烈なる祝辭を受けて開會式を終り、引き続き本會議を開き議長及び副議長の選舉、會議規則、委員會條例可決の後、模擬知事たる福田道副知事の豫算説明があつて午後三時散會、第二日目は、午前十一時開議、常任委員、委員長及び副委員長の選任について、青年議員二十二名が交々起つて豫算案その他提出議案を廻り道政諸般の問題について道議會議員の常任委員長が主體となつて構成した理事者團との間に、自熱的論議が展開され、滿堂を埋める傍聽者に青年の烈々たる氣魄を示し、午後四時三十分散會、第三日目は、午前十時四十分開議、傍聽者數百名の賑々しい裡に、劈頭前日における共產黨所屬議員の侮辱的言辭を捕えて懲罰動議が提出され議場は騒然となつたが、發言議員の釋明を了とし議事に入り、豫算その他議案の討論探擇を行い、多數を以つて豫算案は希望條件を附し、その他の議案とともに夫々原案の通り可決し、次いで議員提出の建議案十件につき提出議員の趣旨辯明があつて夫々原案の通り可決し、尙請願一件を採擇して午後〇時三十五分、三日間に亘る青年議會の議事を滞りなく終了した。

◎ 雜 錄

各常任委員長及び副委員長の改選

今議會に於て改正議決になつた道議會議常任委員會及び特別委員會條例に基づき各常任委員は議長の指名によつて選任されたが委員長及び副委員長は三月三十一日夫々投票によつて次の通り決定した。

總務委員長	齋藤 正志	副委員長	太田 益夫
民生	武田 治作		佐藤 初吉
衛生	小川 吉雄		田中 嚴
經濟	齋田 余吉		後藤 三男
水産	渡邊 照平		石崎 金作
商工	齋藤 藤吉		高橋 源次郎
林務	西川 清吉		村山 喜作
開拓及農地	平田 助市		本多 吉江
土木	岩本 政一		宮津 恂太郎
勞働及建築	佐藤 吉次郎		西村 武夫
懲罰	森川 清		時田 政次郎

議長及び議員の動靜

出張時期	用務	氏名
一月二十六日 一日間	小樽貿易館開所式に参列のため (小樽市へ)	議長 坂東 秀太郎
二月三日より 三十三日間	昭和二十四年度開發費豫算折衝並に議會事務打合のため(東京都へ)	副議長 坂東 秀太郎 議員 坂東 秀太郎
二月三日より 十五日間	昭和二十四年度開發費豫算折衝のため(東京都へ)	議員 坂東 秀太郎 議員 坂東 秀太郎

三月二日より 二日間	二月八日より 十日間	二月七日より 三日間	二月六日より 三日間	二月三日より 三日間	二月二日より 七日間	三月一日より 二日間	二月八日より 十日間	二月八日より 十五日間	二月七日より 十日間	二月二日より 九日間
瀧川化学工業會社調査のため (空知支廳管内へ)	開發費豫算折衝のため(東京都へ)	同上(苫小牧市へ)	同上(旭川市へ)	同上(深川町へ)	外地同胞引揚對策打合せ出席のため (帯広、釧路、北見各市へ)	町制施行調査のため(空知支廳管内へ)	水産事業調査並に開發費豫算折衝のため(東京都へ)	同上(川務のため(東京都へ))	開拓事業調査及開發費豫算折衝のため(東京都へ)	町制施行調査のため(空知、留萌、宗谷各支廳管内及旭川市へ)
議員 坂原太本東横青乾 東野田間出山木 浩米益與太郎 一作夫郎市治武郎	議員 高松平 長武男	議員 井川伊平	議員 石川清一	議員 高橋源次郎	議員 本田正雄	議員 齋藤正志	議員 高橋源次郎	議員 三澤正男	議員 糸川章夫	議員 小武佐藤川田 吉治初藤吉
										議員 兒山坂石宮西青 玉澤内木崎坂村木 山藤與金壽武 一吉廣平作雄夫

四月二十六日 二十日間	四月二十六日 四日間	四月十九日 二日間	四月二十五日 四日間	四月二十五日 二日間	四月二十五日 二日間	四月二十一日 十五日間	四月十五日 十日間	四月十四日 四日間	四月十一日 十八日間	四月四日 七日間	三月十七日 三日間
引揚施設調査及陳情のため(東京都、舞鶴へ)	貿易博覽會施設及豐羽嶺山復興調査のため(横濱市、東京都へ)	東洋高壓砂川工場及瀧川化学工場視察のため(空知、上川支廳管内へ)	境界變更調査のため(網走支廳管内へ)	貿易博覽會施設調査のため(東京都、横濱市へ)	開發費豫算折衝のため(東京都へ)	中央出先機關の廢止及地方移讓の實情調査のため(東京都へ)	東北北海道各市議會議長會出席のため(室蘭市及膽振支廳管内へ)	都道府縣議長幹事會出席並に議會事務打合せのため(東京都、横濱市へ)	一道北部七縣議會協議會出席のため(秋田縣、湯瀨へ)	境界變更調査のため(函館市へ)	
議員 井川伊平	議員 齋藤藤吉	議員 齋藤藤吉	議員 青木武治	議員 齋藤藤吉	議員 齋藤藤吉	議員 西田信一	副議長 鈴木源重	議長 坂東秀太郎	副議長 鈴木源重	議員 佐藤初吉	
										議員 小藤正志	

○北海道議會本會議開會調 (自昭和二十三年二月)

定列、臨時の別	開會月日	閉會月日	會期	會議日數	摘	要
第一回定例会	一月、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	一月、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	一月、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	十二	十二	
第二回定例会	二月、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	二月、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	二月、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	十二	十二	
第一回臨時會	三月、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	三月、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	三月、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	十二	十二	
第三回定例会	六月、七、八、九、十、十一、十二	六月、七、八、九、十、十一、十二	六月、七、八、九、十、十一、十二	十二	十二	
第四回定例会	九月、十、十一、十二	九月、十、十一、十二	九月、十、十一、十二	十二	十二	
第五回定例会	十月、十一、十二	十月、十一、十二	十月、十一、十二	十二	十二	
第二回臨時會	十一月、十二	十一月、十二	十一月、十二	十二	十二	
第六回定例会	十二月、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	十二月、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	十二月、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	十二	十二	
第三回臨時會	十二月、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	十二月、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	十二月、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	十二	十二	

○本會議出席調 (自昭和二十三年二月)

區分	議員數	開會月日	出席	欠席	摘	要
第一回定例会	八	一月、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	六	二		
第二回定例会	八	二月、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	六	二		
第一回臨時會	八	三月、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	六	二		
第三回定例会	八	六月、七、八、九、十、十一、十二	六	二		
第四回定例会	八	九月、十、十一、十二	六	二		
第五回定例会	八	十月、十一、十二	六	二		
第二回臨時會	八	十一月、十二	六	二		
第六回定例会	八	十二月、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	六	二		
第三回臨時會	八	十二月、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二	六	二		

第三回臨時會	第六回定例会	第二回臨時會	第五回定例会	第四回定例会	第三回定例会	第一回臨時會	第二回定例会
七、四	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇	八、〇
三	三	二	一〇	九	七、六	五、四	四
二、七	四、三、二、一、〇、九、六	二	一、六、五、四	二、七、四、七、六、五、〇	〇、九、八、七、三、二、一、〇、六	九、八、〇、三、三	六、五、二、〇、四、九、八、七、六
六、四	六、六、六、七、六、六	六、五	七、七、七	七、七、七、七、七、七	六、六、六、七、六、五、六、六	六、六、六、六、六	七、七、六、六、七、七、七、六、七
一〇	九、八、二、九、三、三	一、五	四、八、九	〇、八、六、〇、九、〇	九、二、三、〇、五、七、三、五、四	八、六、三、〇、二	八、九、五、五、六、一、九、三、四

○北海道議會常任委員會開會調
(自昭和二十三年二月)
(至昭和二十三年二月)

委員姓名	委員數	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計	委員長
總務	九	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	齋藤正志
厚生	二	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	石川清
文教	二	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	窪田長松
農畜	一五	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	佐々木美夫
食糧	一五	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	蔭田余吉
水産	二	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	相内石藏
商工	二	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	德中神滿
林務	二	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	西川清吉
拓開	二	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	二二日	山田和忠

區分	特別委員會名	委員數	開會日數	委員長
土木	預算委員會	一五	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	荒 哲夫
勞務	設置條例特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	宇野秀次郎
建設	第一號審查特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	後藤三男八
建築	東京事務所買取措置に關する調査特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	宮本 仙松
及安	設置條例支廳設置條例審查特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	渡邊 照平
罰懲	豫算特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	宇野秀次郎
	豐羽嶺山復興調査特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	渡邊 駒治
	外地同胞引揚對策特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	德中 祐滿
	豫算審查特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	北林 乾郎
		二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	井川 伊平
		二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	蔭田 余吉

○北海道議會特別委員會開會調
(自昭和二十三年二月)
(至昭和二十三年二月)

區分	特別委員會名	委員數	開會日數	委員長
第二回定期例會	豫算委員會	一五	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	荒 哲夫
第一回臨時會	設置條例特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	宇野秀次郎
第三回定期例會	東京事務所買取措置に關する調査特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	後藤三男八
第四回定期例會	設置條例支廳設置條例審查特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	宮本 仙松
豫算特別委員會	豫算特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	宇野秀次郎
豐羽嶺山復興調査特別委員會	豐羽嶺山復興調査特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	渡邊 駒治
外地同胞引揚對策特別委員會	外地同胞引揚對策特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	德中 祐滿
豫算審查特別委員會	豫算審查特別委員會	二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	北林 乾郎
		二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	井川 伊平
		二	三月二五、二六、二七、二八、二九、四月六日	蔭田 余吉

○提出議案件數調
(自昭和二十三年二月)
(至昭和二十三年二月)

區分	議員提出	知事提出	計
原案可決	四	二二	二六
修正可決	一	一一	一二

否決 二
撤回 二
計 五 二四六 二五一

○建議案件數調 (自昭和二十三年二月至昭和二十三年二月)

區分	件數
原案可決	三五
修正可決	一
否決	一
撤回	一
計	三五

第一回定例	第二回定例	第三號	第四號	第一號	第二號	第三號	第四號	第五號	第六號	第七號	第八號
薄鋼板工場移設に關する件	鐵道用地手宮貯炭場開放の件	新學制完全實施に伴う建築資材及び建築費單價以上に關する件	新警察制度實施に伴う自治體警察の施設整備費に對し財源全額付與の件	曹達工場誘致促進に關する件	空知支廳廳舎の急速復舊建築に關する件	札幌及び函館競馬道管移管の件	營農資金貸付に關する件	北海道食糧検査所の業務を道に委託の件	労働會館設立に關する件	北洋火藥砂川作業所許可促進の件	農林省北海道資材調整事務所の木材に關する業務を道に委託の件
商工委員長	土木委員長	教育委員長	警察委員長	商工委員長	後藤三男	農畜委員長	農畜委員長	農畜委員長	労働委員長	商工委員長	林政委員長
原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決
三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七	三、七、七
北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事

建議案第九號	第一回臨時	第二號	第三號	第二回定例	第一號	第三號	第四號	第五號	第六號	第四回定例	第一號	第二號	第三號
農林省木炭事務所を道に委託の件	日振隧道工事再會に關する件	室蘭工業專門學校を新制單科大學に昇格の件	札幌普通通信講習所存続に關する件	馬の傳染性貧血症發處分手當國庫補助増額の件	傾斜地試驗場設置促進期成會道費補助の件	勇拂製紙工場復興に關する件	家庭用燃料の配給措置に關する件	昭和二三年度産米價改訂に關する件	農業手形適用範圍擴大に關する件	災害復舊費豫算急速配付に關する件	國民健康保險組合の再建及び醫療技術者の待遇改善に關する件	林業試驗場の施設委議に關する件	
林政委員長	土木委員長	教育委員長	鈴木源重	農畜委員長	農畜委員長	商工委員長	商工委員長	農畜、食糧	委員、食糧	土木委員長	厚生委員長	厚生委員長	林務委員長
原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決	原案可決
三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三	三、四、三
北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事	北海道知事

第四號	北海道の薪に對し薪炭供給調整規則及び價格統制適用除外の件	宮坂壽美雄	三、九、三	北海道知事
第五回定例 建議案第一號	北海道大學師範學校及び専門學校を新制大學に轉換并格並びに大學増設の件	教育委員長	三、三、六	農林大臣
第二號	水稻温床障子紙用油脂確保に關する件	農畜委員長	三、三、六	北海道知事
第三號	赤クロバ一種子輸入に關する件	農畜委員長	三、三、六	北海道知事
第四號	玉葱種子輸入に關する件	農畜委員長	三、三、六	北海道知事
第五號	衆議院議員選舉法改正に關する件	議長外全員	三、三、六	北海道知事
第六號	國有林と道有林との交換分合の件	林務委員長	三、三、六	北海道知事
第六回定例 建議案第一號	北海道函館、枝幸、花咲、霧多布各港の修築工事復活に關する件	土木委員長	三、三、六	北海道知事
第三回臨時 建議案第一號	化學肥料増産のため豊羽鑛山復興促進の件	北林屹郎 一名	三、三、六	北海道知事
第二號	コブラミール輸入に關する件	農畜委員長	三、三、六	北海道知事

○提出決議案件數調 (自昭和二十三年二月)

區分
原案可決 一五
修正可決 一
否決 一
撤回 一
計 一五

回別	番號	件名	提出者	可否
第一回定例會決議案第一號	第一號	食糧供出完遂に對する感謝決議	食糧委員長	原案可決
第二號	第二號	輸送協力増強に關する決議	議長外全員	原案可決
第三號	第三號	食糧欠配是正に關する決議	食糧委員長	原案可決

第二回臨時會	第四號	農業再生産の推進に關する決議	農畜委員長	三、六、三
第一回臨時會決議案第一號	第五號	寒地衣料確保に關する決議	商工委員長	三、六、三
第三回定例會	第六號	納税強調運動に關する決議	齋藤正志外 全員	三、六、三
第四回定例會	第一號	敦國貯蓄運動に關する決議	議長外全員	三、六、三
第二回臨時會	第二號	北海道綜合開發計畫に關する決議	議長外全員	三、六、三
第一回臨時會決議案第一號	第三號	地方自治確立に關する決議	議長	三、六、三
第三回定例會	第四號	三麥美唄炭礦池の滞一坑ガス爆發に對する見舞決議	議長	三、六、三
第四回定例會	第五號	連合軍司令部の聲明に對する感謝決議	議長	三、六、三
第二回臨時會	第六號	六三制教育の實施に伴う校舎建築費に充當するため貯蓄割當日標達成延長要請の決議	議長	三、六、三
第一回臨時會	第七號	食糧運配解消に關する決議	議長	三、六、三
第二回臨時會	第八號	地方公共團體暖房用石炭價格に關する決議	議長	三、六、三
第一回臨時會	第九號	開道八拾年を記念し祝意表明に關する決議	議長	三、六、三

◎資料

二四年度豫算現計調 (歳人之部)

一般會計

科目	當	初	修正	計	追加一	追加二	追加三	計	%
道稅	二、六、六、	四、九、	二、七、三、	二、七、三、	二、七、三、	二、七、三、	二、七、三、	二、七、三、	二、七、三、
公營企業及 財產收入	七、四、九、	四、八、	二、八、三、	二、八、三、	二、八、三、	二、八、三、	二、八、三、	二、八、三、	二、八、三、
合計	一〇、一、五、	九、三、	五、五、	五、五、	五、五、	五、五、	五、五、	五、五、	五、五、

遊興飲食税	花代100分の100 花代に伴う遊興飲食宿泊の料金 料理店等の遊興飲食の料金 その他の飲食仕出純喫茶料金 宿泊料金の100分の10	100分の50 100分の50 100分の50 100分の50	二五、九四九、〇〇〇
人湯税	入湯者一般一人に付 修學旅行の學生生活兒童及び療養のため引續き 七日以上滞在して入湯するもの一人に付	100圓 100圓	一四、〇〇五、〇〇〇
原動機税	原動機 一馬力に付 一馬力を超える馬力數二馬力平均	50圓 100圓	四三〇、〇〇〇
家畜税	牛、馬 一頭に付 豚、綿羊 一頭に付	100圓 50圓	二六、五一、〇〇〇
建物改修税	建物改修價格の100分の七	5、七三、〇〇〇	一、六四五、〇〇〇
余裕住宅税	一等札幌、函館、小樽の各市壘一枚に付 二等その他の市及び町 三等村	100圓 70圓 40圓 30圓	三〇、〇〇〇
貸席利用税	貸席使用料の100分の三〇 過年度調定及び滞納繰越分	100圓	二五、〇三六、七〇〇
營業税	滞納繰越分	1,000	1,000
漁業税	家畜移出税	1,000	1,000
目的税	都市計畫税	本税額の100分の六	四、九〇三、一〇〇
地租割	家屋税割	100分の六	二、〇八一、六〇〇
事業税割	特別所得税割	100分の六	三、六三三、〇〇〇
營業税割	營業税割	100分の六	三、九一五、一七〇、〇〇〇
獨立税割	獨立税割	100分の六	六、七二、〇〇〇
			五、〇一、〇〇〇
			400

地方配付税
舊法に依る入税

一、三三三、〇〇〇
三、三三、〇〇〇

昭和二十四年五月五日發行
北海道議會時報 第一卷 創刊號
 編集 北海道議會事務局調査課
 發行 北海道議會事務局
 電話 一、八二〇番